

第1回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成17年11月21日（月）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

碓山俊光，金井秀子，渋谷悦子，下岡範男，下津克広，竹中史朗，田中雅郎，
松井徳之，森川恵子，門田幸太郎，脇田喜智夫，玉岡尚志，井土正明，那須彰

（事務担当者等）

上垣猛，原田一男，神野章，井上博雄，田中時雄，園田恭弘

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 事務局長説明（京都地方裁判所委員会の趣旨及び概要について）

(3) 委員の自己紹介

(4) 意見交換等

ア 那須委員長が引き続き委員長を務めることにつき，異議なく了承した。

イ 議事録及び委員会の議事の公開につき，委員に諮ったところ，次のとおり
従前の方針を継続することを確認した。

(ア) 議事録の公開

委員会において出された意見を各委員に確認したうえ，「議事概要」
として京都地方裁判所のホームページに掲載する（発言した委員の氏名
は表示しない）。委員名簿も公開する。

(イ) 報道機関に対する委員会の公開

議事の傍聴は認めない。

報道機関からの要望があれば，冒頭（所長あいさつまで）における撮

影を認める。

ウ 委員長代理の指名

那須委員長は、井土委員を委員長代理に指名した。

エ ビデオ（「刑事裁判－ある放火事件の審理－」（「裁判員制度全国フォーラム i n 京都」で上映したもの）の視聴

オ 刑事裁判の傍聴

カ 裁判員制度の概要説明

キ 感想等の聴取（発言者：■委員長，○委員，□事務担当者等）

○ 法廷傍聴は初めてでした。裁判長の話聞き、被告人自身の言葉を聞いた中で、前歴があり、今後も再犯のおそれがあるように思えるにもかかわらず、検察官の求刑は1年6か月でした。本人が更生できるに足りる期間かどうかを考えれば、1年6か月というのはちょっと短いように思われました。犯罪を犯される方というのは、生まれてから今日までの生活環境などに左右されると思います。そういう中で、今回も生活環境が変わらなければまた同じような経過をたどられると思いますし、被告人自身の法廷での話を聞いても、自分のしたことに対して反省する気持ちは余りにも見受けられないと思いました。

□ 本当に率直な意見だと思います。ただ、刑というのは、基本的にやったことに対応して、それをベースにしていろんな情状とか前科とかをプラスアルファして考えるということになっております。今回の件は、5万円の窃盗と無免許運転で起訴されていましたが、被害額などを考えれば、そんなにおかしい求刑でもないと思います。ただ、本当にまたやらないだろうか、もっとでかいことをやるんじゃないかなという心配があったのも事実でして、審理は淡々と進みましたが、私なりに被告人に対して、その人生を振り返るような形で聞いていって、もうちょっと考えることはないかというところまで持っていったつもりだったんですけども、ほとんど、「い

や、もう結構です。」という感じで終わってしまったのは、非常に残念かなと思っています。

- 検察官が求刑を決めるときには、その犯罪がどういう犯罪だったかということを中心に、その人の前科関係や、再犯のおそれなどの要因を考えて、あるいはこれまでの裁判例なども考え合わせて決めています。今回は、法廷でのやりとりを通じて再犯のおそれについてますます心配になってきたようにも思いましたが、他方で、再犯のおそれを余り強調し過ぎることについては、反対の見方をお持ちの方もあろうかと思えます。量刑相場という言葉がありますが、やはり一般市民の方のそういう素朴な正義感といえますか、感情といえますか、それを検察庁なり検察官としてもくみ取りながら、法律家だけの常識といえますか、相場にとらわれないような求刑もしていかななくてはいけないのかなと考えています。
- やはり検察官の読み上げられる言葉とか弁護人の言葉とか専門でいつも聞いていらっしゃる方にとっては当たり前という言葉がきっと並んでいて、ちゃんとわかっておられるんだろうと思ったんですが、早口でですね、私ももしも被告人でしたら、多分半分も分からなかったのではないかと思います。それと、もしも裁判員として私があの場に入るとしたら、やっぱり人を裁くということの重さのようなものを強く感じました。
- 初めて傍聴させていただいて、裁判官が気持ちをよく出しておられるなという感じがしました。もっと何か考えることってないんですかとか、いろいろと何か反省につながるような言葉を引き出そうとなさっておられる努力がいろいろと感じられたんですけど、そういうのがやっぱり被告人からはなかなか出てこないというあたりのもどかしさを感じていました。

量刑に当たっては、更生につながる期間のことが考慮できているのかということが気になりました。1回罪を犯し、それでまた出てきてというあたりのことから服役中に何か働きかけができないものだろうかというよう

なことを感じました。裁判員制度を導入しても、ただ刑を決めるとか罪の重さを決めるということだけのことに目を向けるのではなくて、更生なりいろんな働きかけなり周辺部分のものが行われないと、それはどうしたら気持ちがよく暮らせる社会をつくっていくことができるということにつながらないのではないかと感じました。

- 先程の、検察官の1年6か月の求刑に対しては、今の事件だけを見ると非常に重いと思いますが、過去の前科を見ると納得もできると思います。もう一点、私が怖いと思ったのは、彼の場合は非常に気の弱い、うそのつけない性格の人間ではなかったかと思うことです。逆に、彼がうそをついて、まじめにやろうと思ってますというふうなことで裁判官の心証をよくしようと思えば、できないことはないと思うんですよね。裁判官でもやはり人間ですから、その辺がどういうふうに刑に反映されるのだろうかと思います。また、刑務所でもそういうことで心証をよくして、仮出獄してきて保護観察の対象者になるということになれば、隠れた部分はなかなか見つけ出しにくいと思うと、ちょっと怖い感じがしました。
- 裁判員制度については、私は大賛成をしているわけですがけれども、やはり先程のビデオのようなもの、その他の情報をもっと国民に分かりやすいよう、インターネットで見られるようにするなどいろいろとやっていただきたいと思います。また、我々も地方裁判所委員会の委員として任命を受けたわけですから、我々の責めも大きいと思っています。
- 刑事裁判は、もっと形式ばったものかなと思っていたのですが、今日は裁判長が非常に被告人の心に入っていこうとされていたのが印象的でした。また、我が社でも特殊用語がたくさんあり、株主総会等ではいつも何を言っているのか分からないと非難されています。今日の審理でも、裁判長からわかってますかというぐあいに確認はされていましたがけれども、「窃取する」、「思料する」などの特殊な言葉がいろいろ使われていたので、

その辺はちょっと気になりました。

それから量刑の部分ですが、これは裁判員が刑を決めるというのは非常にしんどいなということを感じました。過去の事例も紹介していただいたりしながら、議論を導いていただけるのかなと思いますが、きょうの事件でも、1年6か月という求刑がいいのか、5万円窃取したぐらいでこれだけはちょっと重過ぎるんじゃないかとかいろんなことを考えました。裁判員制度が始まれば、いろいろ工夫されるのだと思いますが、十分工夫しなければ、変な判決も出てくるような気がします。

- 先ほどの法廷の感想としては、若者の中に入るんでしょうけども、今のああいう御方の気持ち、生きていくすべさえ分からないというような、どうしてするのと言っても答えられないようなああいう青年がまた1年、あるいは1年半後に世の中に出てくるかと思えますと大変心が寒いし、本当に世の中、これから大変だと思えます。

裁判員制度については、大いに賛成です。犯罪が大変多い世の中で、何としてでも犯罪を減らさなければいけない。今の裁判を見ていても、国民の本当の気持ちというか、人間の心情にもうちょっと足らんなど、もうちょっと頑張ってほしいなというようなこともあります。国民が裁判員制度に参加することを通じて、みんなで国を立て直していくという姿勢を作り出していかなければいけないと思います。また、裁判員制度は、迅速な裁判の実現という意味でも意義のあることだと思います。

- 裁判員制度に参加したくない理由として、判断が難しそうだからとか人を裁くことをしたくないからというようなことが出ていましたが、この質問項目だけでは出てこないようなもの、その人自身の持っている考え方みたいなものがどこかにあるのではないかと思いますので、それを探り出すことが心理的なバリアを取り除く上で非常に重要だと思います。ですから、その人が参加したくない理由というものをもう少し精査していく必要があ

るといふ気がしました。

- 先ほどの裁判に関しては、単純な窃盗事件としては1年6か月の求刑はまあまあ妥当だろうと思いますが、裁判官は、被告人を丁寧に説諭しておられたのが本当に感心しまして、裁判がみんなこんなふうだったらいいなというふうに思いました。被告人の再犯のおそれを危惧される方が多かつたし、私もそう受けとめました。更生させるというのは裁判の判決ではないかという部分があり、また別の仕組みを考える必要があるのではないかということを実感しました。

裁判員制度については、どうしても報道の自由との関係について関心が行きます。当初言われていた偏見報道の禁止がなくなったことは非常によかったと思いますが、裁判員への接触の禁止の規定は設けられました。社会に裁判員制度を定着させるためには、その審理中はともかく、判決が終わり、一定の期間が過ぎれば、事後検証という面からも裁判員への接触を認めてもいいのではないかという意見です。

- 私としては、相手によってやり方は変わりますが、被告人と対話を試みすることは結構やっていますし、多くの裁判官もそれぞれのやり方でやっているのではないかと思います。本日の委員会での意見は大いに参考にさせていただきます。委員の皆さんにもまた機会があったら傍聴に来ていただければと思います。

- 次回は、委員がご指摘になった点を含めて今後の裁判員制度広報のあり方について意見交換をさせていただきたいと思います。

次回委員会までの間、委員の皆さんからの問い合わせ、資料照会にお応えするほか、法曹三者による裁判員制度の模擬裁判の見学の機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、委員会は、今後もおおよそ年3回のペースで開催することとし、次回は平成18年3月に行うよう調整させていただきます。

それでは、本日より予定した議事をこれで終わりとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(以上)